

令和4年度介護職員処遇改善加算等実績報告書 留意事項

奈良県介護保険課
(令和5年6月作成)

令和4年度処遇改善計画書(令和4年4月頃に作成したもの)及び介護職員等ベースアップ等支援加算計画書(令和4年8月頃に作成したもの)をご用意ください。

実績報告書の作成にあたっては、下記も参照してください。

- ・実績報告書の記載例
- ・実績報告書様式の「はじめに」のシートや、様式内の記入上の注意等
- ・介護保険最新情報Vol.1136

(1) 基本情報入力シートの作成

必要事項を入力してください。

「3 加算対象事業所に関する情報」は、令和4年度計画書の内容と一致させてください。

(2) 別紙様式3-2の作成

緑色(処遇改善加算)・水色(特定)・黄色(ベースアップ等)に着色されたセルに入力してください。白色のセルには自動的に数字が入ります。

昨年度からの主な変更点として、複数の事業所(サービス)について一括して届出を行う場合について、賃金総額や賃金改善額等に関する事業所ごとの内訳の記載が不要となり、法人単位で一括して記載するものとなっています。

【介護職員処遇改善加算の欄】

・「本年度の加算の総額」：令和4年4月から令和5年3月までの介護職員処遇改善加算の総額をサービス別に記入してください。国保連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」を参照してください。

・「グループ別内訳」：上記の加算の総額を、「経験・技能のある介護職員(A)」「他の介護職員(B)」に分けてください。

・「本年度の賃金の総額」：介護職員(A)(B)グループの職員)の、令和4年4月から令和5年3月までの賃金の総額を記入してください。

【介護職員等特定処遇改善加算の欄】

- ・「本年度の加算の総額」：令和4年4月から令和5年3月までの介護職員等特定処遇改善加算の総額をサービス別に記入してください。国保連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」を参照してください。
- ・「グループ別内訳」：上記の加算の総額を、「経験・技能のある介護職員（A）」「他の介護職員（B）」「その他の職種（C）」に分けてください。
- ・「本年度の賃金の総額」：（A）（B）（C）グループの職員の、令和4年4月から令和5年3月までの賃金の総額を記入してください。
- ・「本年度の常勤換算職員数」：（A）（B）（C）グループそれぞれの、令和4年4月から令和5年3月までの常勤換算による職員の累計を入力してください。（C）グループについては、常勤換算ではなく実人数でも構いません。
- ・「経験・技能のある介護職員のうち月平均8万円以上又は年額440万円以上」：介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合、1人以上設定すること。設定できない場合は、別紙様式3-1の2④に理由を選択、記載してください。

【処遇改善支援補助金とベースアップ等加算の欄】

- ・「本年度の処遇改善支援補助金とベースアップ等加算の総額」：処遇改善加算・特定加算の賃金改善実施期間（原則、4月から翌年の3月までの期間）における処遇改善支援補助金及びベースアップ等加算の合計額を記載すること。
- ・ベースアップ等加算を算定し、特定加算を算定しない事業所は、介護職員について(A)(B)グループを設定しないため、「グループ別内訳」について、介護職員に配分された額を全額「他の介護職員(B)」の欄に記載し、「経験・技能のある介護職員(A)」の欄は空欄とすること。

(3) 別紙様式3-3の作成

着色されたセルに入力してください。白色のセルには自動的に数字が入ります。

- ・「ベースアップ等加算の賃金改善実施期間における賃金の総額(p)」：原則として令和4年10月分から令和5年3月分までにおける賃金の総額を記載すること。（(q)(r)についても同様。）

(4) 別紙様式3-1の作成

着色されたセルに入力してください。白色のセルには自動的に数字が入ります。

★④月額平均8万円又は改善後の賃金が年額440万円となった者

1人以上設定できない事業所があった場合は、その理由をチェック又は「その他」に記載してください。

★⑤ベースアップ等による賃金改善額等

賃金改善実施期間について、令和4年10月から令和5年3月の期間を入力して下さい。（当該加算が令和4年10月から開始のため、実施期間を令和4年4月～としないよう注意）

★誓約欄

記載した年月日、法人名、代表者名を記載してください。押印は不要です。